

## 【共通選抜】

### 県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料・入学料は、原則出願サイトを利用してクレジットカード、コンビニエンスストア又はページで納付していただくことになります。

県立高等学校を志願する場合や県立高等学校に入学する場合は、次の手順により受検料・入学料を納付してください。

#### I 受検料 < 950円 > + システム利用料

クレジットカード払い: 42 円  
コンビニエンスストア及びページ払い: 220 円

##### 1 納付方法

- (1) 出願サイトで志願情報を申請してください。
- (2) (1)の申請後、支払方法を選択してください。

##### 《 注意 》

- 1 横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を受検する場合も納付方法は同じです。
- 2 二次募集の志願の場合は、※願書提出の際に、高等学校の窓口にて現金もしくは納付書で受検料を納付してください。

※ 出願サイトによりません

##### 2 支払方法

クレジットカード、コンビニエンスストア及びページ

##### 3 納付期間

令和7年1月23日（木）～1月29日（水）正午

##### 《 注意 》

- (1) 志願情報申請後、受検料の納付が可能になります。
- (2) 期間内の納付がなかった場合は受検できませんので、ご注意ください。

##### 4 受検料の返還

一度納付された受検料は、原則として返還しません。ただし、次のような場合は、返還します。返還を受けようとする場合は、中学校または志願先の高等学校に備え付けてある「還付請求書」を募集期間終了日の翌日から10日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループへ提出してください。

- (1) 志願先が市立高等学校であるにもかかわらず、誤って出願サイトで県立高等学校を志願先とし、受検料を納付してしまった場合（志願情報校長承認後は返還しません）。
- (2) 県立高等学校の受検料を納付後、願書を提出するまでの間に進路変更をした、又は志願そのものをとりやめた（志願情報校長承認後は返還しません）。
- (3) 志願先が定時制の課程であるにもかかわらず、誤って出願サイトでの登録を全日制の課程としてしまい、そのまま受検料を納付してしまった。
- (4) 一度納付した後に、受検料の減免が決定した、又は、受検料の減免が決定していたが、出願システムに減免情報が登録される前に受検料を納付してしまった場合。

※ システム利用料は返還の対象外となります。

##### 5 その他

志願先の高等学校の窓口で、現金納付もできますが、原則、上記の納付方法から納付してください。やむを得ない理由で現金納付を希望される方は、現金納付申込書に必要事項を記載の上、志願先の高等学校の窓口で納付してください。また、現金納付には手続きに時間を要するため、十分な余裕をもって納付してください。

#### II 入学料 < 2,100円 > + システム利用料

クレジットカード払い: 92 円  
コンビニエンスストア及びページ払い: 220 円

入学料も受検料と同様に、出願サイトを利用して納付していただきます。納付期間、納付方法については、合格発表の時に各高等学校から御案内します。

※受検料・入学料の減免制度については、「志願のてびき」に記載していますので御参照ください。

## 【定通分割選抜】

### 県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料・入学料は、原則として納付書により県の指定する金融機関で納付していただくか、現金により高等学校窓口にて納付することになります。

そのため、県立高等学校を志願する場合や県立高等学校に入学する場合は、次の手順により受検料・入学料を納付してください。

#### I 受検料 < 950円 >

##### 1 納付方法

納付書を使わずに、受検料を現金で、高等学校の窓口 directly 納付することができます。その場合は、志願先の高等学校の指示に従ってください。  
納付書を使って納付される方は下記の（１）～（４）のとおり納付してください。

- （１）納付書に志願者の氏名、住所、電話番号、中学校名を記入してください。※鉛筆書きは不可
- （２）３の納付期間中に２の取扱金融機関で記入済の納付書により、受検料を納付してください。その際、金融機関から「収入済証明書」と「領収書」（納付書の左２枚）が発行されますので、忘れずに受け取ってください。
- （３）「収入済証明書」と「領収書」を切り離し、「収入済証明書」（納付書の一番左）を、願書の裏面にしっかりとのり付けしてください。
- （４）「収入済証明書」をのり付けした願書を、志願先の高等学校の窓口にて提出してください。

##### 《 注意 》

- １ 横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を受検する場合は、納付方法が異なります。この案内は県立高等学校の案内ですので、それぞれの案内にて納付方法をご確認ください。
- ２ 次の場合は、願書提出の際に、志願先の県立高等学校の窓口にて、現金で受検料を納付してください。
  - ・ 志願変更で受検料を再納付する必要がある場合
- ３ 県立高等学校入学検定料納付書は県立高等学校の窓口にて配布しております。

##### 2 納付書の取扱金融機関

神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関  
取扱金融機関につきましては、納付書の裏面に表示されています。

##### 3 納付期間

令和7年2月20日（木）～3月6日（木）まで

##### 《 注意 》

この納付期間を過ぎてしまった場合は、受検料を納付することができなくなりますのでご注意ください。  
（特に募集期間の最終日には、金融機関では納付書を取り扱いません。）  
納付書を使って納付を希望する場合は、この納付期間より前から納付することができます。

##### 4 受検料の返還

一度納付された受検料は、原則として返還しません。ただし、次のような場合は、返還します。返還を受けようとする場合は、中学校または志願先の高等学校に備え付けてある「還付請求書」を募集期間終了日の翌日から１０日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループへ提出してください。

- （１）志願先が市立高等学校であるにもかかわらず、誤って県立高等学校の納付書により受検料を納付してしまった場合
- （２）県立高等学校の受検料を納付した後、願書提出前に志願先を県立高等学校から市立高等学校等に変えたり、志願そのものを取りやめた場合（願書提出後の志願変更の場合は返還しません。）
- （３）受検料を二重に納付した場合

#### II 入学料 < 2,100円 >

納付書で納付していただきます。詳しい納付手続は、合格発表の時に御案内します。

※受検料・入学料の減免制度については、「志願のてびき」に記載していますので御参照ください。

【受検料（入学検定料）納付書記入例】

神奈川県

県立高校（定時制）用

収入済証明書

納入者（志願者）フリガナ  
氏名  
電話番号  
中学校区  

Oヤマ Oオ  
O山 O夫  
045(△△△)××××

横浜市○○区  
横濱市△△町X-X△  
分 通分割選抜

\*この票を願書の裏面に貼付してください。

(納入者・願書貼付用)

神奈川県

県立高校（定時制）用

納付書・領収書

納入者（志願者）フリガナ  
氏名  
住所  
電話番号  
中学校区  

Oヤマ Oオ  
O山 O夫  
横浜市○○区  
△△町X-X△

045(△△△) ××××

横浜市立  
中学校

定通分割選抜 (金融機関での納付期間 2/20 ～ 3/6)

太枠の中を記入してください。  
\*募集期間最終日は、志願先の学校で、現金で納付してください。

ただし、神奈川県立高等学校（定時制）入学検定料として

区分会計年度出納所属A01014000

科目060211030500円金額950円

上記金額を領収しました。上記のとおり納付します。年日月日神奈川県知事殿

課名財務課 上記金額を領収しました。

納入場所 神奈川指指定金融機関、神奈川指指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関

領収日付印

納付できる金融機関については、裏面をご覧ください。(納入者・保存用)

神奈川県

県立高校（定時制）用

原符

納入者（志願者）フリガナ  
氏名  
住所  
電話番号  

Oヤマ Oオ  
O山 O夫  
横浜市○○区  
△△町X-X△

045(△△△) XXXX

太枠の中を記入してください。

ただし、神奈川県立高等学校（定時制）入学検定料として

区分会計年度出納所属A01014000

科目060211030500円金額950円

領収日付印

神奈川県

県立高校（定時制）用

収入済通知書

納入者（志願者）フリガナ  
氏名  
住所  
電話番号  
中学校区  

Oヤマ Oオ  
O山 O夫  
横浜市○○区  
△△町X-X△

045(△△△) XXXX

横浜国立  
中学校

定通分割選抜 (金融機関での納付期間 2/20 ～ 3/6)

太枠の中を記入してください。  
\*募集期間最終日は、志願先の学校で、現金で納付してください。

ただし、神奈川県立高等学校（定時制）入学検定料として

区分会計年度出納所属A01014000

科目060211030500円金額950円

領収日付印

神奈川県

県立高校（定時制）用

金融機関で受検料を納付した後、『入学願書(裏面)』に『収入済証明書』をのり付けてください。

『受検票』の裏側にのり付けしないように注意してください。

※ 記入にあたっては、必ず黒か青のインク又はボールペンを使用し、鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。  
また、修正する場合は、二重線で訂正し、余白を利用して正しい記載をしてください。 **修正液での訂正は不可**

## 【二次募集】

### 県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料・入学料は、原則として納付書により県の指定する金融機関で納付していただくか、現金により高等学校窓口にて納付することになります。

そのため、県立高等学校を志願する場合や県立高等学校に入学する場合は、次の手順により受検料・入学料を納付してください。

#### I 受検料 < 950円 >

##### 1 納付方法

納付書を使わずに、受検料を現金で、高等学校の窓口 directly 納付することができます。その場合は、志願先の高等学校の指示に従ってください。  
納付書を使って納付される方は下記の（１）～（４）のとおり納付してください。

- （１）納付書に志願者の氏名、住所、電話番号、中学校名を記入してください。※鉛筆書きは不可
- （２）３の納付期間中に２の取扱金融機関で記入済の納付書により、受検料を納付してください。その際、金融機関から「収入済証明書」と「領収書」（納付書の左２枚）が発行されますので、忘れずに受け取ってください。
- （３）「収入済証明書」と「領収書」を切り離し、「収入済証明書」（納付書の一番左）を、願書の裏面にしっかりとのり付けしてください。
- （４）「収入済証明書」をのり付けした願書を、志願先の高等学校の窓口にて提出してください。

##### ＜ 注意 ＞

- １ 横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を受検する場合は、納付方法が異なります。この案内は県立高等学校の案内ですので、それぞれの案内にて納付方法をご確認ください。
- ２ 次の場合は、願書提出の際に、志願先の県立高等学校の窓口にて、現金で受検料を納付してください。
  - ・ 志願変更で受検料を再納付する必要がある場合
- ３ 県立高等学校入学検定料納付書は県立高等学校の窓口にて配布しております。

##### 2 納付書の取扱金融機関

神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関

取扱金融機関につきましては、納付書の裏面に表示されています。

##### 3 納付期間

令和7年2月18日（火）～3月4日（火）まで

##### ＜ 注意 ＞

この納付期間を過ぎてしまった場合は、受検料を納付することができなくなりますのでご注意ください。  
（特に募集期間の最終日には、金融機関では納付書を取り扱いません。）  
納付書を使って納付を希望する場合は、この納付期間より前から納付することができます。

##### 4 受検料の返還

一度納付された受検料は、原則として返還しません。ただし、次のような場合は、返還します。返還を受けようとする場合は、中学校または志願先の高等学校に備え付けてある「還付請求書」を募集期間終了日の翌日から１０日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループへ提出してください。

- （１）志願先が市立高等学校であるにもかかわらず、誤って県立高等学校の納付書により受検料を納付してしまった場合
- （２）県立高等学校の受検料を納付した後、願書提出前に志願先を県立高等学校から市立高等学校等に変えたり、志願そのものを取りやめた場合（願書提出後の志願変更の場合は返還しません。）
- （３）受検料を二重に納付した場合

#### II 入学料 < 2,100円 >

納付書で納付していただきます。詳しい納付手続は、合格発表の時に御案内します。

※受検料・入学料の減免制度については、「志願のてびき」に記載していますので御参照ください。

